

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 一般質問

○議長（小松則明君） 日程第1、一般質問を行います。

東梅康悦君の一般質問を許します。御登壇願います。

○9番（東梅康悦君） 議長。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） おはようございます。創生会の東梅康悦でございます。

議長の許可を得ましたので、ただいまより一般質問に入りたいと思います。

まずもって、東日本大震災以降、この数年間で大規模な自然災害が全国各地で起こっております。生命を守る、住まいを、いま一度皆さんで考えてみる必要があるのではないかと思います。

まず、今回の一般質問、2つの項目を質問させていただきます。

まず1つ目は、大槌町一般廃棄物最終処分場についてお尋ねいたします。

小鎚地区にある一般廃棄物最終処分場は、地元の方々の理解と協力のもと、平成6年に工事が着工され、平成8年4月より供用開始となり、今日に至っております。当初の予定では、15年間の埋め立て期間であったようですが、長寿命化などによりことしで21年目となります。この間、釜石市の焼却灰の受け入れや、東日本大震災の発生などにより、供用開始時の予測と大きく隔たりがあることも事実であります。現在の残余容量は平成40年度ごろまで対応できるとのことです。残りの12年間で日々発生する焼却灰が現実であるとき、短いと見るか長いと見るかは難しいものがありますが、この間で利用の延命か閉鎖かを示さなければなりません。

また、供用開始時に15年だった期間が現在では倍の33年間が見込まれる中で、これまで延長に関して地元住民への説明はあったのでしょうか。このような施設の運用は、地元の理解、協力が何よりも大事であると考えます。

時期尚早であることは承知した上で、最終処分場の今後のあり方をどのように考えているか伺います。

2つ目に水道事業についてお尋ねいたします。

大槌町水道事業会計は、今年度給水戸数4,800戸、年間配水量129万6,000立法メートル、営業収益2億1,288万9,000円を計画しております。人々の日々の生活に必須である水を安定的に供給し、なおかつ安定した経営が必要であるということは言うまでもありません。

水道事業を行う上で、布設工事監督者、水道技術管理者の有資格者を配置しなければならないとのことですが、現在の配置状況並びに将来を見据えた有資格者の採用、養成の方針をお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 東梅康悦議員の御質問にお答えいたします。

初めに、大槌町一般廃棄物最終処分場についてお答えをいたします。

当町の最終処分場は、平成8年4月1日に供用を開始してからことし21年目になります。

当時、処分場の建設に当たりましては、地域住民が中心となって構成している新山最終処分場協議会と当町との間で、平成6年1月に協定書を取り交わし、その中で「使用期限を開始から15年間と定め、また、使用期限が到来しても埋め立て可能な場合は、この限りではない」旨の内容が明記されているところであります。

また、平成10年には平成11年度からの釜石との共同処理への移行に際し、「今後、埋立量を極力減量化し、現施設の延命化に努める」旨、協議会へ説明を行ったところであります。

平成23年度からは、当町を含めた3市2町で構成する岩手沿岸南部広域環境組合が、循環型社会の構築と効率的なごみ処理を目指し、広域ごみ処理施設による一般ごみの広域処理が始まっております。

当町では、高度な広域ごみ処理施設の稼働により、埋め立て処分量が減少することになったところですが、その後東日本大震災津波の影響により莫大な量の瓦れきが発生し、当最終処分場でその瓦れきを受け入れざるを得ない状況となったことから、供用期間が短縮される予想もありましたが、一昨年以降は処理量も震災前の処理量の水準に落ちつき始めたことから、再度推計を行い、平成40年度まで埋め立てが可能との判断を行ったところであります。

町といたしましては、今年度最終処分場の残余容量の再調査、埋め立て計画の検討、

浸出水処理施設の耐久性調査及び修繕計画の検討に着手し、その後本施設の現状分析と今後の利用計画について精査をすることとしており、その過程において、新山最終処分場協議会及びその周辺の地域住民に対し、十分な状況報告に努め、あり方についての協議を行っていきたいと考えております。

次に、水道事業についてお答えをいたします。

現在、水道事業者には布設工事監督者有資格者を4名、水道技術管理者有資格者を1名配置しております。

しかし、プロパー職員においては布設工事監督者と水道技術管理者の有資格者は1名が兼ねており、派遣職員及び任期付職員の資格者に頼っている状況であります。

水道事業は、町民に対し安全安心な水を安定的に供給しなければならない責任がありますので、有資格者の配置はもちろんのこと、水道事業に精通した経験豊かな職員の養成をしていかなければならないと思っております。布設工事監督者、水道技術管理者とも資格を有するには、教育課程によって異なりますが数年の実務経験が必要であります。

将来においても、適切な水道事業運営が行われるよう、計画的な技術職員の採用と養成を行ってまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） それでは再質問を行います。

まず、この最終処分場につきましてはこれまでの議会、震災前、震災後においても聞いてまいりました。その内容、あと何年ぐらい使えるんですかという私の質疑に対しまして、答弁は大体があと数年ではないかという答弁でありました。数年ということ聞きまして、6年、8年の間なのかなという認識を持ってまいりました。

しかしながら、平成40年度までとの予測が立てられていることを知り、今回の一般質問に取り上げた次第でございます。また議会におきましても、常任委員会の調査活動等をいたしまして、現地を視察しております。きちんと管理されているということが確認されました。また、ごみの出し方ということで、今月号の広報には注意喚起が出ております。大変いいことだなと思っております。

そこでまず再質問いたしますが、この協定書の存在は私も知っておりました。しかしながら、中身を見ておりません。ですので、その内容についても示していただければ、簡略に内容を教えていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長（京谷一彦君） 大槌町一般廃棄物最終処分場建設に伴う協定書。これが平成6年の1月14日にこの協定書が結ばれました。これは総務当局と話しまして、お示しができるというものであれば、そのうちですけれどもお配りしたいと。それから町長が述べたとおり15年というものに対しても、延長ができますよということが書いております。以上です。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。

本来であれば15年プラス余っている容量があれば、その後もという内容の答弁であります。地元説明というものを考えた場合、やはり15年たったとき1回地元に振ればよかったのかなと思っています。ただ15年、平成23年大震災がありましたので、これを言ってもまず無理な話でございますので、私自身はそう思っていました。

それで、この最終処分場の建設に伴い地元に結成された協議会なるもの。この現在の組織の状況をまずどのように把握しておりますか。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長（京谷一彦君） まず1つはこれが平成6年に結ばれております。私が知っているところでは、この協議会なるものの存在は、知っている。これが今おっしゃったとおり、その後の状況の説明はされてなかったということも事実でございます。

改めましてこの状況報告につきましては、協議会の存在を確認しながら、まずあるとは確認しておりますが、それからもちろん地元の方にもその状況について報告したいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） ぜひその当時の協議会の主だった方々、20年以上たっておりますので亡くなられている方、あるいは御高齢になられている方々もいると思いますので、ぜひその辺は確認していただきたいと思います。

そしてまたこれから確認するという事なんですが、今後窓口になった協議会、今後において、行政はその協議会に何を求めようとしているのか、何を期待しているのか、そこら辺まずお持ちであればお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長（京谷一彦君） 1つは指摘にありました今までの状況の報告、これはやっぱり話さないといけないと。

それからもう一つは、いわゆる処分場という看板を掲げております。やはりいつまでここにあるのかなと御心配もあるでしょうし、それからいかに40年までもつといたしましても、やはりそういった環境面あるいはその負担、気持ちの。そういったところもくみながら、極端に言うと処分場はこのままでいいのか、あるいは別に方法もありませんかという話もされると思いますので、その辺は報告を兼ねながら先ほどの町長の答弁にありましたとおり、その検討をまず話し合いをしたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） よろしく申し上げます。

ここ数年、去年おととしだと思うんですけど、あと何年使えるのかという推計をしたところ、平成40年度までは可能との判断をしました。答弁によりますと、再度また詳しい調査をするという答弁内容でございます。気が早い話になるんですが、その調査というのは、私そんなに時間がかかるものなのかなという思いでおります。ですので調査どの程度を有し、そしてまた地元及び協議会、そしてまた我々等にも調査結果等の示す時期なんかがあるものであれば、予想が話せるのであれば、そこをぜひ教えていただきたいと思えます。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長（京谷一彦君） これにつきましては、当初予算に最終処分場の残余容量の再調査、それから今機械施設もございます。この機械施設がもう20年経過しているということもございますので、そういった機械施設等もやはり稼動がどの辺までできるのか、あるいは水処理ですね、浸出の。こういったところの調査あるいは修繕計画、これは今年度に大まかなところに233万円ほどでございますけれども、予算計上しておりますので、その中の結果がまとまりましたらお示しできる時期かなと。

ただ今年度ですから、来年の速くてですけど、これはお約束できませんけれども、来年度早々にはもちろん地元の方、あるいは協議会それから皆様方にも御報告する機会を得たいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 急いで調査をするよりはしっかりと時間をかけ、まず限られた時間があるわけでございますので、しっかりした調査結果を我々及び地元等の方々に示していただくようまず頑張っていたきたいと思えます。

このごみの関係なんですけれども、私の知る範囲では50年ちょっと生きているわけで

ございますが、ごみの埋め立ては、昭和50年代前半までは山岸橋の下流側の山沿い、山手の方に現物埋め立てしていた経過があります。その後、新山の方に現物埋め立てをしております。そして平成8年に今の施設が完成になって現在に至っていると。

また、焼却施設につきましても前には三枚堂地区、そしてまた蕨打直地区に移り、今は稼働していませんけれども、そういうふうになっています。偶然とはいえ、どうして小鍬川流域だけにそんなに偏ったのかなと。純粹なる疑問を私は持っているんです。

今の社会においては、山間部に住もうと町場に住もうと、あるいはぜいたくな生活をしようと儉約している生活をしようと、ごみは毎日出るわけでございます。ですので、このごみ問題はやはりみんなで考えていかなければいけない問題なんですね。日々この発生するごみ、焼却灰。これは本当に必要であるということは共通認識だと思うんですが、しかしながら必要な施設なんだけど我が方には要らないと。我が方の地区にはぜひ避けてもらいたい施設というのが、多くの方々の思いなんじゃないかなと、正直な思いなのではないかなと思います。将来議論となるわけでございます。12年間でありますから、近い将来議論が始まると思うんですが、その議論が始まる時私が今の職にいるかどうか分かりません。そしてまた、提案する町長が平野町長なのか、あるいは別の方なのか、これもわからないわけでございます。

しかしながら私はもしその場にいるとしたならば、やはり新山ありきでなくゼロベースで考えましょうというような考えを持っております。町長にお尋ねするわけでございますが、最終処分場の私の一般質問を通して、やはり今復興に取り組まなければいけない中、町長の頭の中もそれでいっぱいだと思うんですけれど、しかしながら一方では日々発生します。私の家も出ますし、町長の家も日々ごみが出ております。ですので、そういうことを考えて将来展望をどのように町長は今段階で考えているのか。その辺をぜひお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） ごみ問題についてということになりますが、やはりまずごみというものについては減量化することが大事だろうと思います。大槌ではリサイクルの方に、他市町村に比べてかなり進んでいることは、いいのではないかなと思います。

ただしやはりもっとリサイクルできないだろうかという観点は必要だと思います。ごみは出ますので、先ほど言いましたが、リサイクルをどうするかと循環型にどうするかという点もひとつ、考え方としては必要かなと思います。

今回最終処分場の件ですけれども、これはどこまでやれるか。40年ということなんです、それ以降もずっと今の施設は残るわけで、これをどのように維持するか。つまりその後のさまざまな水が出たりの影響がないかということも、引き続き見ていかなければならないということも、しっかりと考えるということになります。

次にその処分がもう終わってそれ以上できなくなった状況の中で、次はどうするかという部分もここから考えていくということになりますので、現状そして将来はどこまでも、40年以降についてもある程度の目安を出していくことが今回の調査等の中に入れ込みをしていきたいなというような思いであります。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） そのとおりだと思いますね。仮に40年を迎えて今の施設が満杯になったとき、その養生の仕方もあると思いますので、今回の調査そういうのも、機械の設備を含めてそういうものも調査されると思いますので、ぜひ詳しいものにしてもらいたいと思います。

先ほど町長は減量化、あとはリサイクルという必要性を訴えました。本当に私もここ数年間のリサイクルの町の取り組みを見ますと、本当に徹底してきたなど。

また町民の方々も、リサイクルというものをかなり意識した中で、ごみステーションの方に出されているなという認識を持っております。

震災前の話題にも一時なりましたが、やはり減量化ということ考えた場合、1つはゴミ袋を、今は震災でそれぞれが統一したものを使われておりません。これは恐らく当分、仮設住宅等があるうちはそういうやり方、出し方でいいと思うんですけど、将来は他市町村が行っているようなゴミ袋の有料化たるものを、これは話題に上るんじゃないかなと思います。震災前にそういう話題もちょっと大槌町にありましたので、そこら辺のゴミ袋の有料化、そしてまた減量化というところをまず担当課長何かお持ちでしょうか。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長（京谷一彦君） まずはごみの処理にはお金がかかりますということを1つは考えております。そうなりますと、今のおりある程度ちょっと緩いというのはそのとおりなんですけれども、ごみ袋。これは当町の指定、これが有料化につながるものでございます。そうすると統一された袋をもってごみが出されると。行く行くはごみの量でございまして、厳しいことを言うと名前を書いているところまでございます。

そのような、やはり段階を踏みながら、一気に管理体制に入りましても非常にかえって苦勞するというごさいますので、今議員がおっしゃったとおり、ごみの減量化、あるいはリサイクル。そういったものの徹底、分別を徹底しまして、燃えるごみ等については、そういったごみ袋の指定。これは考えてみたいというところのごさいます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 隣の釜石市では共同処理、大槌町と共同処理をしていた、ついこの間までやっていました。そこで大槌町に持ってこれなくなったので、釜石市では業者さんを使ってよそに配っていると。単価は1トン当たり3万5,000円から4万円ということのごさいます。大槌町の年間の排出量250トンということでありますので、単純に3万5,000円から4万円を掛け算するならば、1,000万円という数字になってくるわけのごさいます。

今後の最終処分場のあり方もそういうものを考えて、例えば有料化して、お金をまずその部分を例えば処分量の方に充てるとか、あるいはリサイクルでもっと高めて換金化率を高めるとか、そういう方法も私必要だと思いますので、ぜひその取り組みにつきましては徹底していただきたいと思います。

そこで焼却ということで関連してお尋ねしますが、クリーンセンターでは震災のために出た瓦れきを燃やすと。ただ新聞紙上でも県南等の話題が出ていますけど、農産物において、ほだ木とか、あとは牧草とかというのが県南地方でもなかなか燃やせないという記事が載っています。それは県南だけではないと。当町もそれが今残っているわけのごさいます。やはりこれは、クリーンセンターが日々どの程度稼働しているのか私もちょっとこれから勉強しますが、少しずつではありますがそういうものもぜひ燃やすような取り組みを、6年目を迎えているわけのごさいますから、そういう取り組みをぜひしてってもらいたいと思うんですが、通告がない中での農林分野への質問になるかと思ひます。農林分野ではないですか。そのことについて何かお持ちであればお願いしたいと思ひます。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長（京谷一彦君） 今言われました特に放射性的の廃棄物。そういったものについて実は県内で清掃協議会という話のごさいまして、やはり皆さん苦勞されていると。燃やすに燃やせない。あるいは基準がやはり変わるという状況で共通の話題で認識しております。

残念ながら今、これはといった手段はないんですけれども、これは全体のごみ処理の施設、あるいは自治体の我々が集まりまして、そういったものはやはり国等にも示すべきだということも話されましたので、今すぐお答えはできませんけれども、そういった統一的なものを示していただきたいということで要望しているところでございます。

○議長（小松則明君） これは、産業振興の方にも関係あると思うんですけども、産業の方からは何か答弁ございますか。産業振興部長。

○産業振興部長（藤枝 修君） 汚染されたほだ木や牧草の処分に関しましては、まず状況でございますけれども、平成26年度末までに汚染されたシイタケ、ほだ木の処理は約5万本程度、牧草の処理は120トン程度となっております。その処分したほだ木や牧草の焼却処分については現在行われておらず、処分量のすべてを一時保管している状況にあります。除去したほだ木や牧草の処分については、市町村において放射性濃度を8,000ベクレル以下に抑制しながら、既存の廃棄物処理焼却施設最終処分等を活用して焼却、埋め立て処分等を行うことになってございますので、特に農林分野については、この分野でできる処理については終了していると。あとは一般廃棄物処理として、通常の廃棄物として処理してよいことになっておりますので、住民の理解を得ながらどうしていくかというところになっているというところでございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） はいわかりました。

この最終処分場につきましては再質問は終わりたいと思いますが、いずれにいたしましても冒頭述べたように、地元説明というものを大切にしていってほしいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、水道事業に関する関連の質問をしたいと思いますが、今は応援職員の方々の資格を利用されていると。しかしながらいずれ復興後はプロパー職員でその資格を満たしていかなければならないというのは皆さんの共通認識であります。プロパー職員の中にそういう有資格者は、他の部署等にも異動されていると私も思っておりますので、何人ぐらい今プロパー職員の中で有資格者がいるのか、まず教えていただきたいと思ひます。

○議長（小松則明君） 水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） お答えします。

資格者でございますが、管布設工事の監督者でございますが、プロパー職員では2名

となっております。水道技術管理者におきましては、3名となっております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） この質問する前に、私も3年ぐらい前の議会に条例ということで提案されていますので、それをまず読み返しましてこの2つの資格の職務の内容を自分なりに整理はしているつもりではございますが、お互い議場の中で共通認識を持ちたいという意味の中で、その2つの資格の職務の内容をわかりやすく説明していただきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 布設工事監督者につきましては、水道施設工事をする場合の監督職員ということで、技術上の監督業務を行うということになっております。この有資格者がいなければ、工事発注ができないということになっております。

それと水道技術管理者におきましては、水道施設の設計施工、維持管理、水質管理等の全責任を負う立場でございます。水道全般の経験を必要とする資格でございます。水道技術管理者の選任につきましては、水道事業管理者である町長が行なうことになってございますが、技術部門の重要な責任者ということで、技術部門の長がなるべきだということになってございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） ありがとうございます。

またちょっと内容確認なんですけど、高校卒業して役場職員になる方々、あるいは短大、専門学校、大学等もいると思うんですけど、答弁によりますと終わった学校によって免許を取るまでの、資格を取るまでの期間が違ってくるという内容になっておりますが、簡単に高校終わったら何年や、大学終わったら何年やというところをまず教えてもらいたいと思っております。

○議長（小松則明君） 水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） まず布設工事の監督者の実務経験というところでお話させていただきます。

主なものなんですけども、まず大学の土木工学の専攻でかつ水道工学とか衛生工学等の単位を取得したものであって、実務経験を2年間要するということになってございます。

次に、大学の土木工学専攻で水道工学や衛生工学等の単位を取得していない者に関し

ましては3年の実務経験が必要になります。

3つ目でございますが、高等学校の土木科の卒業という方であれば7年の実務経験が必要になります。

それ以外、要するに土木の勉強をしていない方に関しましては10年の実務経験が必要となります。

もう一つ、水道技術管理者の実務経験でございますが、先ほど申しました管布設工事の実務経験者であれば水道技術管理者にはなれると。同じ実務経験が必要です。

あともう一つ、厚生労働大臣が認定する講習を終了した者。この講習は学科が15日間、実務が15日間の講習を受けた人が水道技術管理者の資格をもらえるということになってございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） ありがとうございます。

今聞いておまして、大学終わったからすぐ与えられるものではないと、経験が必要だということがよくわかりました。東日本大震災で多くの職員の方々が亡くなりました。その中には優秀な技術職員、技師等も含まれております。震災後においても、技師、技術職員の採用も多いことも私も見ております。

しかしながら、私が思うには復興工事、主なものはURさんやあるいは企業体が工事を担当しているというのが実情じゃないでしょうか。せっかくといえは変な話ですけど、大きな工事をするときそういう新しく入ってきた職員の方々に、技術とかスキルアップさせるには、本当はいい期間なんだろうが、今言ったとおり実質しているのがURさんとか企業体の方々がしているという現状でございます。技術職の養成といのは、一朝一夕にいくわけではございません。長い年月をかけて養成していかなければいけないわけではございますが、この養成について、いま一度技術部門の部課長さん方は養成についてを考えてもらいたいと思うんです。こちらの方の席にも技術の管理職の方々が何名も座っておりますので、ぜひ自分の部下をもう一度養成、指導方法を考えていただきたいと思います。

今回につきましては、水道事業所の質問を私しておりますので、その技術職をまず代表いたしまして、今の水道事業所長さんに自分の思案、自分の考え等もこれは結構だと思しますので、ぜひその技術職員の養成ということについて、どのように考え日々職務に励んでいるのかというところをお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 議員御指摘のとおり、震災におきまして土木技術職員が多数亡くなっております。その中で震災後に採用された若手の技術職員が入ってきているわけですが、先ほど議員御指摘のとおりCM方式であったりということで、なかなか若手職員が現場に足を運ぶという機会がちょっと少ないのかなと私自身感じてございます。やはり技術職は現場で物を見て、例えばトラブルがあったりなんかしたのを見ながら対応していくと。そういう技術の能力が必要なんではないかなと思ってございます。

水道事業所におきましても、トラブルというのはたくさんございます。やっぱりそのトラブルを経験して、初めて一人前の技術者になれるんじゃないかなと私は思っております。ですので、我々管理職はできるだけ若手職員に現場を見させるというような体制をとっていくことが必要んじゃないかなと思ってございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） すばらしい考えをお持ちのようですので、ぜひそういう考え方で若手を養成していただきたいと思います。この3月まで参与として在籍していた土橋さんですね。あの方にお話を聞いたことがあります。長年水道業務に従事していたと。だから、トラブルがあった場合、例えばあそこを閉めれば大丈夫とかというのがすぐわかると。そしてまた書き物を見なくても、大体どこに何が配置されているのかというのがわかるというお話を聞いて、すごいなあという感銘を覚えたところがあります。

技術職の場合、その道のプロというものを養成しなければならないということも私もわかるわけですが、一方では1つのポジションのところに長く置くと、逆にプロを養成する以外の弊害も出てくるというのものもあるのではないかなと、私自身そう思っています。ですので、人事の硬直化を防ぐためにも、やはり資格者はある一定の人数は押さえておきたいというのがまず行政側の考えだと思うんですけども、行財政改革の中で職員人数も減っていったと。

今は復興時期でございますので特別ではございますが、いずれはまた元の水準、もしかしたらそれ以下になるかもしれないのではないかと思います。全体の役場職員の人数、数の兼ね合いもあると思いますが、この技術職の養成、有資格者の養成というものも人事の面でどういうふうにとらえているのか。ぜひ、その辺を聞きたいと思います。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） お答えします。

議員おっしゃったとおりで、現在復興、まずこれが先決課題でございますので、まず復興を遂げると。これが大命題でございます。ただ、復興後のことも見据えなければならぬということ、これもそのとおりでございます。

そのことから、例年ですけれども各組織の管理職の方々にヒアリングをして、組織等とはどうあるべきかとか、配置等もそのヒアリングを通して検討するというスタンスで考えておりますので、今年度も当然そのヒアリング等を実施して、ここ5年、あわよくばここ10年とかという形で人事部門としても、どういう人数体制、どういった技術体制が必要かという部分も分析しつつ計画を立ててまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） ぜひそういう取り組みをしてもらいたいと思います。

有資格についての一般質問でございましたので、その資格についての再質問はもうしません。ただ1点、せっかくのこの一般質問の機会でございますので、水道事業という大きなところでお聞きしたいことがあります。

震災前の計画を見ますと、一番近いところでは津波前の23年の3月議会に提示された資料を見ますと、戸数は6,000戸、そしてまた営業収益を2.4億円計画しておりました。しかしながら今年度の計画は、戸数においては1,200戸減の4,800戸。そしてまた営業収益においても、3,000万円減の2億1,000万円を計画しております。復興工事の方も進み、供給戸数、そしてまた金額等も徐々にではあります毎年上がっているということも事実でございます。この中で企業債、借入金が約12億円あると。戸数も減ってわかりやすい言葉で言えば、売り上げも減ると。しかしながら、借入金、企業債は払っていかねばならないという現実があるとき、素人ながら売り上げが減ってお客さんが減ったら、償還も苦しくなるんじゃないかなという、素人考えを持つわけでございます。

ですので、水道料金を改定せず、改定はしてもらいたくはないんですね。どうにかこのやりくりした中で、当面水道事業会計を運営できるか、そこら辺の実務部門の見通しをまずお尋ねしたいと思います。

そしてまた、それが終わった後は経営者としての今後の水道事業のあり方を町長にお尋ねしたいと思います。

まず、水道事業所長の方から実務部門で将来展望、将来展望と言ってもなかなか難し

い話になると思いますので、今答えられる範囲のものをお持ちであればぜひお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 経営の課題ということなんですけれども、人口減少ということで、人口減少イコール給水収益が減ってしまうということで、相当大変な時期に来てございます。

その中で今水道事業所が、水道事業が何ができるかというところでいろいろ考えてございますけれども、まず人口減少に関して、人口をふやすということはなかなか難しいことですので、町長ともいろいろ話した中で、1人当たりの水を飲む量をふやしてもらおうと。まずは小さい話なんですけれども、大槌町の水道はおいしいですよ。まずそれをPRして、どんどんどんどん水道利用してもらおうというのがまず1つございます。

なぜそういうことを言うかといいますと、今ミネラルウォーターが相当出てきまして、以前は水道はまずい水だという風習がございました。今ではそれが飲めない水というような風習になってきてございます。やっぱりそこは払拭してどんどんどんどん水を、不必要な水は別ですけども、飲めるんだということをまずPRしてどんどん使っていただきたいというところがまず1つ考えてございます。

あとは出費の部分ということで、収入はなかなか伸び悩みますので、出費の部分で震災後の平成24年9月に水道事業施設復興基本計画というものを立てまして、テーマとしましては、災害に備え持続可能な水道づくりをしましょうというところで水道施設の統廃合をして、少しでも身軽な水道施設にしようということで、今現在整備を進めているところでございます。具体的には上水道施設でございますが、7カ所あるポンプ場を4カ所に減らすと。9カ所の池ですけども配水池を8カ所に減らすというところで、まず施設数を減らして、少しでも維持管理費用を減らすという方向で今整備を進めてございます。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 水道事業に係る経営者としての思いということですので、今水道事業所長申しましたとおり、水を飲んでいただく、使っていただくことが大事だろうと思います。ぜひペットボトルは1つ買ってあとは水を詰めて冷やして持って行くような、本当にそういうふうに町民の方々に大槌の水を飲んでもらう、使ってもらおうということが必要ではないかなと。もちろんそうでなければ、水道料金が上がるというシステムに

なります。ぜひ朝シャン、昔はいい、悪いとありましたけれども、朝に頭を洗って水を使っていただくということも1つの方法ですし、やはりお風呂にも入っていただいて、朝昼晩という形でなくてもそういう形で水を使っていただくのは大事だろうと思います。

また大手の水産業の関係者いらっしゃいます。大槌町は地下水がすごく豊富で水を上げていますので、上水道使えない、使わないという傾向があるやに聞いています。前は大きく水産業の関係者に水を使っていただいて大口という形になっていますが、その辺についてもPRなり使っていただくような、そういうような取り組みも必要ではないかなと思っています。

また外に対しては、そういう利用の促進を図りつつも内部的には行政改革を進めているということになりますから、なるべく経費がかからないようにというようなことも考え、先ほど所長も言いましたとおり、そういう部分も含めてきちんと整理をさせていただきたいと思っています。

とにかく水を使っていただかなければ、全体として費用がかかるというふうになりますから、やはりおいしい水と言いましたとおり、本当においしい水だと私は思います。ぜひお酒を飲んだ朝の一杯、夜でも、きちっと飲んでいただくと。そういう積み重ねこそが、本当に水を多く使っていただいて、そしてそれが経営になり、そしてそれが料金を上げなくてもいいという環境づくりをつくってまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） さまざまなことを考えているなと思います。

500ccのペットボトルを140、150円で買う時代でございます。それに変わるものということで町の水道、それにつけても今はちょっとしておりませんが、6月1日から1週間は水道週間ということでございますので、そういうものを使いながらぜひ町内において啓蒙活動をすることも必要なんじゃないかなと私今思いました。そしてまた、この間議会で水道未普及地域を視察してまいりました。戸沢に行ってきたわけでございますが、町内を見ますとまだ水道が通ってない地区もあります。

これをどうにかしなければならぬという課題もありますので、それらも含めてぜひ今後も大変厳しい状況とは思いますが、まだまだやらなければいけないこともありますので、ぜひそこら辺を十分頭の中に入れて、ぜひ水道事業、今後も値上げをしないで運営できるような状況をお願いいたしまして、時間はありますが私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小松則明君） 以上で東梅康悦君の質問を終結いたします。

11時5分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時54分

○

再 開 午前11時05分

○副議長（芳賀 潤君） 再開いたします。

佐々木慶一君の質問を許します。御登壇願います。

○1番（佐々木慶一君） 議長。

○副議長（芳賀 潤君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 創生会の佐々木慶一です。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

まずは、さきの熊本・大分の震災により亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた方々へのお見舞いを申し上げます。東日本大震災を経験し、熊本地震の情報を見聞きする我々としては、自然災害と背中合わせで生活しているということを経験し、常日ごろから想定にとらわれない防災意識を持ち続けなければならないということを改めて考えさせられました。

それでは、通告書に従いまして質問に入らせていただきます。

まず大きな1つ目として、コンパクトなまちづくりと中心市街地のあり方についてでございます。

町長は、コンパクトなまちづくりを掲げておりますが、教育施設は沢山地区に、消防署は源水地区に、県立病院は寺野地区に、商店街は中心市街地として御社地地区に、大型ショッピングセンターは花輪田地区にと分散しているのが現状であります。加えて人口減少もあり、コンパクトなまちづくりとはいうものの、現状を見ると整合がとれていないように感じます。

また、鉄道が再整備されれば駅周辺の開発という視点も当然考慮すべきと考えますが、実際都会では駅前の商業施設は、スーパーや保育園、図書館などを併設し、巨大な集客施設として機能しているところも多く存在しています。

しかし防潮堤が完成していない現状では、店舗や住宅の再建もはかばかしくないのではないのでしょうか。

そこで、次のことについて伺います。

1つ目は、コンパクトという概念はどのようなものか。また、分散してしまった施設の配置はコンパクトとどういう関係あるいは連動するのか。

2つ目に、駅周辺の開発はどのように考えているのか。

3つ目に、防潮堤がない現状での再建には大きなリスクがあると思われませんが、住宅や店舗の再建は自己責任でしかないのか。あるいは、促進策ないしは加速化のために、有事の際の新たな保障制度の創設などは考えないのか。

大きな2つ目として、危機管理の現状と防災への取り組みについてでございます。

自治体のリーダーが別荘通いしているということが大きな社会問題に発展しております。大槌とは関係のない話に見えますが、リーダーの危機管理という視点に立ったとき、課題を全国の自治体に投げかけている事例ととらえることもできます。

もちろん出かけることがいけないということではなくて、どのような状況でも危機管理の体制はきちんと確立され、指示命令系統も的確に伝達され、実効性があることが必要だと思います。

また震災から5年が経過し、インフラ整備が進み仮設住宅から新しい住環境に移られる方々もふえてきています。しかしながら、防潮堤の完成は当初の計画より大きくおくれるとの報道もなされております。防潮堤が完成すれば、盛り土したところにはL1クラスの津波は来ないというシミュレーションの結果は、多くの住民に理解されています。けれども、防潮堤が完成しないうちに住宅再建が進むことは明らかであり、いざというときの不安はぬぐえないのが現実だと理解しております。

そこで、次のことについて伺います。

有事の際に対策本部長となる町長が不在の場合には、どのような指揮命令系統で機能することになるのか。またあってはならないことですが、同時に副本部長が不在の場合どのようなになるのか。

2つ目に、一部の新聞では各首長の動向が毎日掲載されております。それを見る限りでは、それほど頻繁ではないにしろ町外あるいは県外に出かけていることがわかります。町外に出かける際には、あるいは町長の不在時にはどのような体制がとられているのか。

3つ目に、震災以降かつてのような津波避難訓練は実施されておりましたが、防潮堤が完成していない現状にあって、今後はどのようにしていくのか。

4つ目に、震災検証が終わっていない現状では、判断が困難だとは思いますが、震災前の地域も含めた防災活動のあり方を踏まえ、さらには震災を経験しての防災活動も勘

案し、今後の防災活動に向けて見直すべき事項はどのように考えているのか。

大きな3つ目として、震災検証の今後についてでございます。

先ほどの危機管理の質問と関連しますが、二度とあのような悲惨な状況を招かないようにするためにも、過去から学び未来に生かしていく責務が、首長にも我々議員にも課せられていることは否定できません。

昨年10月の第3回定例議会冒頭、町長は所信表明の演述を行い、その中で次のように述べられております。

「私は東日本大震災の被災状況を教訓として、二度と犠牲者を出さない安全・安心なまちづくりを進めることが重要であると強く感じております。そのために欠かせないのが、東日本大震災津波の検証であります。災害時の災害対応の反省がなければ、防災対策は十分に機能しないことから、これまでに実施した震災検証委員会の中間報告の結果を踏まえ、これまでの行動を見詰め直し、報告書で不足している、私を含めて生き残った町職員の記憶のつなぎあわせを行い、どこに課題があったのか、当時の状況をあらゆる視点から不十分な部分を検証するとともに、息の長い防災の取り組みにつなげてまいります。」

しかしながら、震災検証のための体制や進め方、スケジュールは示されておらず、先日の全員協議会でもこのことについての説明もなかったように思います。

そこで、次のことについて伺います。

とかく災害が起きると、「想定外のものであり、マニュアルが機能しなかった」などという発言を耳にすることがあります。けれども東日本大震災を経験したからこそ、想定外を想定する命が助かる防災計画をつくらなければなりません。そこで、進捗状況と具体的な取り組みについて伺います。

また、3.11の出来事を「未曾有」という言葉で覆い隠すのではなく、きちんと検証すべきと考えますが、検証の方法について伺います。

そして、検証で得られるであろう教訓をどのような形で実効性のあるものとしていくのか、町長の考えを伺います。

大きな4つ目として、就任10カ月の総括と、公約実現の方向性についてでございます。

昨年8月9日に執行された大槌町長選挙において、町長に当選され既に10カ月目を迎えます。次の定例会になると、就任から1年を経過することになります。

1年を迎える前に、改めてこれまでの総括と公約で訴えてきたことの実現に向けた意

気込みを伺います。

所信表明の冒頭、復興には「さまざまな困難や問題が幾重にも立ちはだかつてまいりますが、議会も行政も復興に向けた志を一つにし、両者が知恵を出し合い、是は是、非は非とする本音の議論を重ねていくことで、困難や課題をともに乗り越えることができると確信をしております。」と、力強い決意を述べられました。昨年暮れ、大きく町外をも巻き込んだ形となってしまった旧庁舎解体問題。議会総意としての補正予算提出を持ち越しましょうという意見書を町長へ提出いたしました。それに呼応して提出を見送るといふ町長の決断は、まさに困難を乗り越えようとするにつなると確信しております。

また所信表明では、「町のリーダーとして「決断」と「責任」により、町が向かうビジョンを、町民の皆様に明確にお示しすることを重要と考えている。」としております。

公約に掲げた5つの項目は、所信表明では5つの方針として示されました。就任から1年もたたない時点での評価は出しにくいものがあるとは思いますが、次のことについてお尋ねします。

1つ目に、それぞれの公約あるいは5つの方針には、スローガンは示されておりますが、具体的な成果目標は読み取れません。これまでを振り返り、それぞれのスローガンが示す成果目標を提示した上で、その進捗状況あるいは進捗しなかった要因などどのように考えているか伺います。

2つ目に、「選択と集中」を掲げて大きな支持を受けたと理解しておりますが、そのことでの復興の加速化の成果をどのようにとらえているか。

以上、御答弁のほどよろしく願いいたします。

○副議長（芳賀 潤君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 佐々木慶一議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、コンパクトなまちづくりと中心市街地のあり方についてお答えをいたします。

まず、コンパクトという概念についてであります。一般には小型でまとまったさまを言うということになりますが、当町のまちづくりにおいて私が目指すコンパクトなまちづくりとは、人口減少社会にあって、町全体の動線なども含めて動きやすい町という趣旨で使わせていただいております。

そのため、町全体のインフラの状況を踏まえながら、効率的で利便性の高い町民バスの運用等、必要な行政サービスの充実に取り組んでまいります。

駅周辺の開発についてですが、駅舎の規模等については、駅を有人化するとともに、交通の結節点としての機能を充実させる方針で、現在 J R 東日本と調整を進めているところであります。

駅前広場については、バスの転回軌道等を考慮しながら、隣接する公園と一体的な景観形成を図ることとしております。そのほか、駅前には駐輪場を整備することとしております。

また、今後まちづくりの見通しを随時示していくことにより、商業者等に再建を促し、駅前ににぎわいを創出していきたいと考えております。

懸念されております防潮堤や水門が整備されない現状で、土地区画整理事業区域の宅地引き渡しをすることにより、住宅再建を心待ちにしている町民の皆様には不安を抱かせてしまっている状況ではありますが、町としては町民への避難訓練の充実や防災無線による適時適切な住民誘導など、防災体制を充実させながら住民の安全の確保に取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いしたいと思います。

なお、有事の際の新たな保障制度の創設についてですが、大災害への対応は町のみならず、国、県を挙げて行うべきものであり、保障制度などの多額の財政支出が必要な政策については、国や県に対し、実情をしっかりと説明した上で国、県とともに対応していきたいと考えております。

次に、危機管理の現状と防災への取り組みについてお答えをいたします。

災害発生時における行政の対応に関しましては、大槌町地域防災計画に基づき、災害の様態に応じ災害警戒本部と災害対策本部のいずれかが設置されることになっております。

御質問での災害対策本部につきましては、本部長を町長、副本部長を副町長及び教育長と定めております。

現在、町長、副町長、教育長の三役に関しましては、勤務時間外及び土曜祝日等の行事予定を確認し、最低でも1名は町内に常時在住するよう調整を図っております。

また、気象庁から配信される気象関連の注意報や警報の情報を常に収集し、大きな災害が発生する恐れがある場合は、出張等を延期するなどの対応を行っております。

私が町外に出かける際、あるいは不在時の体制については、出張等に係る内容、行程及び滞在先等を総務課において調整した上で出かけておりますことから、緊急用件が発生した場合であっても、いつでも連絡、指示等がとれる体制を図っており、職務に支障

が出ることをないよう意を配しております。

津波災害に対応した避難訓練については、議員御指摘のとおり、今後二度と同じような悲惨な状況を生み出さないためにも、実施していくべき事項ととらえております。

既に各地区で自主的に行われている取り組みに対しては、より効果的な事業となるよう、また実施されていない地区に対しましては、防災学習会の開催も含め事業実施に向けた情報を提供するなどの支援協力を行っております。

また、浸水域で操業を行っている企業や、現場作業に携わる方々に対しては、避難経路の把握や土地勘が十分でないことと推察されることから、その方々を対象とした津波避難に向けた説明会や訓練の実施をしております。

震災前の状況を含め、震災当時の対応や状況を振り返り、今後の大槌の防災力の一助とすべく、平成25年度に地域防災計画の改正に向けた震災検証を行ったところであります。その震災検証において、今後町や地域、住民が取り組んでいくべき課題、問題解決の提言がなされており、町としましてはできることから対応に取り組んでいるところであります。

具体的な事業としてハード面では、指定避難所への防災倉庫の設置や防災備蓄物資の充実、防災ラジオの無償貸与を進めているほか、ソフト面では、町内会や自治会で構成する防災連絡会の立ち上げや地域防災リーダー、防災士の育成、津波避難計画の策定などを実施しております。

今後におきましても、引き続き防災力の強化に向けた取り組みを進めてまいり所存であります。

次に、震災検証の今後についてお答えをいたします。

想定を超える災害とは、予測し得ない災害であり、その災害を未然に備える防災計画に組み入れることは困難をきわめるものであると考えます。このことから、現時点での地域防災計画では、東日本大震災の状況以上に最悪の事態を想定した上で計画を策定しております。

しかし、その中でどのような災害が起きようとも、自分の命は自分で守るという心構えと防災に対する知識があれば、被害を極力減らすことができるものと考えます。

今年度実施する検証は、「災害対策本部を中心とした当時の状況」を考慮しており、震災検証監を選任し、職員で構成する検証チームを立ち上げ、検証する手法等を決めていくこととしております。

大槌町が過去に被害をこうむった明治29年、昭和8年の大津波においても後世に伝えるべく教訓は、町内の随所に設置された石碑に記されておりましたが、その教訓が生かされなかったことも被害の規模を大きくさせた要因の1つであると考えます。

この2つの災害から得られた教訓を知るには、その記述を「見る」という行為にゆだねざるを得ない状況にあります。

これらの語り伝えや意志の継承は歴史的事象で終わらせず、過去に学んで未来に備えるべきであり、「情報を発信し、知ってもらおう」という積極的なスタンスが重要であると考えます。当時の行動を振り返り、円滑な防災対策を図るため、災害対応図上訓練や防災教育、避難訓練の実施を徹底していきたいと考えております。

次に、就任10カ月の総括と公約実現の方向性についてお答えをいたします。

まず、これまでの総括と公約実現に向けた意気込みについてですが、就任から間もなく10カ月を迎え、これまで大槌消防署や源水大橋、県立大槌病院が完成したほか、7月には県道大槌小槌線の開通、9月には大槌学園小中一貫教育校の完成を目指し、目に見える形で整備が進んでおります。

選挙公約及び所信表明で示した復興に向けた5つの方針については、私自身が町長としてなすべきことのうち特に重要と考えているものであり、「選択と集中」を進める中であって、現在でも、これらの方針に基づいた取り組みを復興に向けて着実に進める考えに変わりはありません。

次に、所信表明に掲げる5つの方針に関する成果目標と進捗状況に対する考え方についてですが、所信表明で示した5つの方針については、私自身が町長としてなすべきことの主な柱を述べたものであって、このための成果目標については、復興計画や地方創生総合戦略などの各種計画によって具体的な事業として明示することになります。

このため、例えば所信表明で示した項目のうち、3つ目の方針でもある「人を育て、命と絆を守るまちづくり」といった教育に関する施策については、3月に作成をした地方創生総合戦略などで目標値を定めて事業を実施することとしているものであり、復興事業に関しても、所信表明で示した項目や施政方針で示した内容について、本年度策定する復興計画実施計画を策定する中で、町民の意見を聞きつつ反映させていきたいと考えております。

次に、「選択と集中」に関して復興の加速化の成果をどうとらえるかという点については、町長選において「身の丈に合った、町民が安心して暮らせるまちづくり」を掲げ、

事業の選択と集中を進め、真に必要な事業に職員の力を集中させることで、復興を早期になし遂げようと考えたところであり、この考え方に基づき昨年度、事業の「選択と集中」を行うための事業検証を実施したところであります。

そして、その成果については職員一人一人が自分の持つ事業の意味を理解し、集中して取り組むことができる環境と意識改革に大いに貢献したものと考えております。

○副議長（芳賀 潤君） 再質問を許します。佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） それでは、ただいまの答弁を受けての再質問に入らせていただきます。

一般質問の冒頭で震災のことにも触れましたので、再質問もちょっと順番を変えて2番目と3番目の防災とか、震災検証関連の後に復興関連の4番目、1番目という順番で再質問をさせていただきます。

まず、2番目の再質問の項目ですけれども、危機管理と防災の取り組みについてという関連についてですけれども、まず有事の際、危機管理の本部体制を整えることになると思うんですけれども、本部長の役割というのはどういったものになるのでしょうか。

○副議長（芳賀 潤君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） お答えいたします。

本部長に関しましては、災害対策本部に関する本部長のことととらえていきますと、災害対策本部の事務を総括し消防の職員の指揮監督をするというのが役割であります。

○副議長（芳賀 潤君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 続きまして本部長が不在の場合に、副本部長の役割というのは、それと同じものになるのかあるいは何か違いがあるのか。その辺をお聞かせください。

○副議長（芳賀 潤君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） 副本部長につきましては、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務の代理をするということになっておりますので、議員が御質問のとおり本部長の業務とほぼ類似するものとなっております。

○副議長（芳賀 潤君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 今の点を踏まえてなんですけれども、東日本大震災では、そのときの機能というのは実質的には当時の総務課に所属しておりました現平野町長が担っていたように一般住民には見えませんでした。

いろいろなそういう体制で問題はあったにせよ、今までに経験したことの大きい

災害を現平野町長の陣頭指揮のもとで乗り越えてきたということは、多くの町民が目にしてきたところでは、

しかしながら、組織として考えたときに本部長不在の際の代理者のあり方としては、課題があったのではないかとこのように認識していますが、その辺は町長どういふふうにお考えでしょうか。

○副議長（芳賀 潤君） 町長。

○町長（平野公三君） 東日本大震災を経験して思うことであります。

実際に私が町長になってからということもありますが、やはりその場に首長がいなければならないということがまず第一だろうと思います。

それで組織体制を確立しながら情報収集して、方向性を決めてそれを住民に発表していく、公表していくというそういう流れの中で、やはり首長がやらなければならないことだろうと思いつつも、実際には当時状況がそうではなかったように思います。

副町長のあり方ということにつきましては、やはり町長と副町長が一体となった、そういう災害対策本部に向けた運営についてもしっかりと共有することが必要だと思います。

議員御指摘にあったとおり、当時の部分からすればやはり震災前のさまざまな防災に対する対応とかを踏まえると、やはり不十分さはぬぐえないものであったと私は思います。

○副議長（芳賀 潤君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 過去にそういう、今思えば貴重な経験をしたわけですから、これからの体制をつくっていくときに本当に有機的なもの、機能する組織であるべきじゃないかなと。

名目上は本部長、不在の時には副本部長は副町長もしくは教育長というような形をつくるのはいいんですけども、実際にそれが機能するような日常のもしかしたら訓練も必要であると思うし、そういった機能の認識をするということが、ふだんから必要になってくるんじゃないかなというふうに考えております。

この辺のところは、恐らく震災検証のもとでしっかりとした検証を行うとともに、今後発生するかもしれない災害に備えた機能する指揮命令系統というものを構築しなければならないんじゃないかなというふうに考えていますので、その辺はしっかりとフォローしていただければなと思います。

それに関連してなんですけれども、質問にも挙げていました。町長が例えば不在のとき、いつでも連絡指示ができる体制をとるといふようにしておりますけれども、例えば東京に出張している際に大規模災害が発生したときに、どういった連絡体制をとることになるのか、ちょっと御説明をお願いします。

○副議長（芳賀 潤君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） 毎年度、年度当初に各部局課室内で緊急連絡網の連絡を各職員の方から情報いただきまして、それを危機管理の方で管理をしております。当然三役も同様でございます、有事の際にはその連絡網を使って情報伝達をするという形をとっております。

○副議長（芳賀 潤君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） その連絡網なんですけれども、3.11を振り返ると主な通信手段であるべきだったと思われる例えば携帯電話はほとんど使えない状態だと。

そういうのを踏まえたときに、本当に連絡がきちとれるのか。特に本部長たる町長においては、先ほど申しましたとおり出張に出ることもあると。そういった場合に災害が発生する可能性もあると考えたときに、携帯電話とかというものに頼るのか、あるいはほかの手段が考えられないのか、その辺を伺います。

○副議長（芳賀 潤君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） 3.11以外にも、ほかの地区であります大災害等もですが、災害が発生した場合に移動キャリア、俗に携帯電話等に関しましては、通話に関しては通信規制がかかって電話の連絡が制限されてしまうということで、必要な情報の伝達あるいは授受ができないというふうな事態はあるんですが、その中でも特に携帯の事業に関しましては、メールであるとかあとインターネットの部分に関しては、そういった災害が発生した状態においても通信統制という規制がかからないというふうな状況でありますので、そういった有事の際には、直接的な電話による通話ではなく、メールあるいはインターネット電話を活用した連絡手段で対応するというふうにご考えております。

○副議長（芳賀 潤君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 携帯電話の通話ができなくても、メール等で情報発信はできるということはあるかもしれませんが、タイムリーに指示、命令を出さなければならぬという状況。特に震災発災直後についてはそういう状況が考えられると思うんで

すけれども、そういった場合に例えば衛星電話のようなもの。町長出張の際には常時携帯するとかというような施策は考えられないのでしょうか。

○副議長（芳賀 潤君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） 今の議員の御質問の中でいきますと、大槌町が逆に被災をした場合ということの話で仮定いたしますと、大槌町の災害対策本部の方では衛生携帯電話を3台既に準備をしております。仮に衛生携帯電話を使用する際に、通信の中継をする拠点があくまで各山間部にある中継局ではなく、衛星を使って通信をするというのが衛生携帯電話であります。携帯電話の統制をするのは地上にある基地局が行うという形になりますので、その基地局が被災した場合には、衛星携帯電話も一般の携帯電話と同じような形で機能しなくなってしまうという場合があります。

それで、リアルタイムに情報のこちらからの発信、あるいは町長からの指示をいただくものに関しましては、SNSといいますかインターネットのテレビ電話、映像等で直接顔を見る、あるいは現場の状況を携帯電話のモニターで見ながら状況を得るような形の手段をとる準備をしております。

○副議長（芳賀 潤君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） なかなか難しそうだという話はよくわかってきたんですけども、とは言いながらそういったいろんなケースを考えて、いろんなパターンを考えて最善の施策はどういったものなのかということも、改めてハード面として見直していただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

続きまして防災対策への取り組みについてなんですけれども、この答弁にありますとおり発災に対する対応として、例えば防災倉庫とか備蓄整備といったハード対応もとりますという説明があるんですけど、そういったハード対応というのは割と容易だと思いますけれども、町内会とか自治会単位の地区防災の取り組みとか意識向上を視野に入れたときのソフト対応ということも、実際は有効なんじゃないかなというふうに考えます。

例えば、震災前から吉里吉里地区ですと子供たちを含めて避難経路、安全な通路はどういったところがあるのかということを見て回ったりとか、あるいは震災後については、同じく吉里吉里地区とか安渡地区等において地区防災計画を策定して町の方に提出しているというような活動も行っています。あるいは桜木町地区につきましても独自に避難訓練等を実施していると。

今後、こういった活動の取り組み結果というのは、町の防災計画の方に一部参考資料

として折り込まれた例からもわかるとおり横展開できるシステムだと思います。一部の地区活動の活発なところについては、その結果を町の取り組みに反映させて横展開するというやり方はできると思うんですけども、それはなかなかやる気のある地区でないといけないものだと思います。実は吉里吉里地区にしても安渡地区にしてもこういった取り組みというのは、地域住民の意識は高いんですけどもそれをサポートするようなコンサルであるとか、学識経験者のサポートがないとなかなかまとめきれないというところがありまして、そういったものがあって実はきちっと整理できた。

ですから、地域住民の高い意識レベルとそれをサポートする体制があって初めてできるものだと思いますので、そういった意識のあるところについては今後も引き続き、これまでやってきたのは、発災時の一時避難に重点を置いてきたんですけども、その他にもいろいろ課題はあると思います。例えば避難所での生活の仕方であるとか、連絡の仕方であるとか、そういったもろもろの課題があると思いますので、これを一時期の活動にしないで継続できるような体制も考えていただきたいなというふうに思いますけれどもその辺はどうでしょうか。

○副議長（芳賀 潤君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） 吉里吉里地区及び安渡地区の住民の皆さんにおきましては、地区防災計画の策定や避難訓練等の実施。非常に各地区単位で防災意識の高いものというふうに情報は得ております。モデル地区としての指定と言う形よりは、まずは大槌町の住民全員がやはり防災意識を高く持って何があってもまず自分の命は自分で守る。もしくは困っている人を助けると。自助共助の部分の意識の底上げといたしますか、そういったところをまず優先的に進めていきたいなというふうに感じておりまして、昨年各地区の町内会、自治会の方々に構成される防災の連絡会を立ち上げまして、先行してほぼモデル地区になり得る安渡地区、そして吉里吉里地区の取り組みに関して、ほかの地区の自治会の役員の方にそういったノウハウといたしますか、今までの取り組みのお話をしていただいたところであります。

今後におきましても、そういった情報交換や情報共有の場というところを引き続き設けていきたいというふうに考えておりますし、あとそういった積極的に取り組んでいる地区の部分に関して、専門的な知識あるいは助言が必要な場合においては、学識の機関等に協力を要請して、それらの対応を図っていきたいなというふうに考えております。

○副議長（芳賀 潤君） 佐々木慶一君。

○1番(佐々木慶一君) ぜひお願いしたいと思います。きちっとできるものについてはできるだけ早いタイミングで横展開する。さらに底上げできるものについては、いろんな協力を得て底上げをしていくという形をとっていければと思います。

今の答弁の中にも一部ありましたけれども、未曾有の災害、想定外の災害にどこまで備えればいいのかという問題があるという中で、この答弁の中ではどのような災害が起きようとも自分の命は自分で守るという心構え等、防災の意識があれば被害は減らせると。なくすことはできないかもしれませんが、減らせるという答弁がありました。実は3.11前にもこの考え方は基本的にはあったと思います。自分の命は自分で守るんだという考え方はあったと思います。理屈はそのとおりなんですけれども、実は3.11では多くの犠牲者が出てしまったと。個々人の認識の深化というのが必要なんじゃないかなというふうに考えるんですけれども。要するに、自分の命は自分で守るというキャッチフレーズはいいんですけども、それが個人のレベルでどこまで浸透しているのかと。浸透させる必要があるんじゃないかなというふうな認識をしていますけれども、その辺は何かお考えでしょうか。手法等も含めて。

○副議長(芳賀潤君) 危機管理室長。

○危機管理室長(小笠原純一君) 自分の命は自分で守るという大前提のモットーで、やはり今までの取り組みの中でありましたのが、行政の方で各地区にストックをします備蓄倉庫における防災用品の補充とか充足の部分もございますし、あとそれ以外には各家庭の方ではローリングストック等のそれぞれ個人で管理をしていただく持ち出し用の物品の準備であるとか、あとは災害時にはそれを持ち出す用品の管理、そして一番大事なのが安全とされる場所に移動する避難の行動というのが必要でありまして、今まではその部分を積極的にPRし、そして住民の皆さんにも訓練等の参加の方をお願いしてきたところでありますが、やはり今議員御質問にありますとおりその認識の深化という部分に関しましては、これにもう一つ加味するならば、やはりその災害の避難に伴う判断というところが、やはりこれからもっと強力に進めていく必要があるのかなというふうに思います。

昨年、各地区で要請がありました地区に関しましては、津波災害に限らず洪水土砂災害に関する勉強会等も行ってきたところでありますが、やはりその中で災害が発生する予兆に関して、多少語句を強めた形でこういった状況の変化自体にすごく気をつけていたいただきたいというふうなところを説明させていただいたところもございます。

今後においても、判断の基準あるいはさまざまな情報収集の方法であるとかそういったところを今後も引き続き説明、そして知っていただくという取り組みを進めていきたいと思います。

これからの教訓という部分に関しましては、これから進められていきます検証の中で生きるための教訓というところの中で、さらに掘り下げていただければなというふうに考えております。

○副議長（芳賀 潤君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 方向性としてはそういう方向でぜひ進めていただきたいと思います。今話に出たとおり、この3.11のいろんな状況については、検証監によるいろんな検証が進めていかれると思うんですけども、個人のレベルで自分の命は自分で守るという考え方の深化、その必要性とともに一方で、自分の命だけではなくて家族とか他人の命を救いたいという意識のもとに被災したという現実もあります。この辺の行動についてはあくまでも個人の判断に任せるのか、あるいは事前の共助の仕組みというものをつくっておくのか。あるいはその辺の足りない部分はハードの整備をするのか。例えば避難通路を整備するとか、あるいはソフトの部分では要援護者のリストをつくってそれに対応する施策をあらかじめつくっておくとか、そういったいろんな施策が考えられると思います。個人レベルだけじゃなくて、自助だけではなく共助という視点でも、その辺の検証、検証監による検証の項目にぜひ折り込んでいただきたいなというふうに思います。

その検証の件なんですけれども、今年度はこの答弁を見ますと、「災害対策本部を中心とした当時の状況」を検証するというふうにしておりますけれども、今年度はまず災害対策本部にするんだと。その後の検証項目とかスケジュールというのは、今お考えでしょうか。例えば、今申し上げました住民の避難に対する意識とか、あるいは住民の避難行動、あるいは避難所の運営についてもいろいろ課題があったかと思います。その辺も引き続き検証の内容として進めていくのか。進めていくとしたならば、スケジュールはどのような形で考えているのか、その辺を教えていただきたいと思います。

○副議長（芳賀 潤君） 町長。

○町長（平野公三君） 防災検証についてお答えをしたいと思います。

まずもって検証監が7月1日からということで考えております。これから検証監とともにスキーム、骨組みをつくっていかねばならないと思っておりました。

やはり数年にわたっての検証作業になると思いますので、その骨組みやらスケジュール感も含めて、近々震災検証監とともに調整をして議会の方にも御説明申し上げたいと考えております。

○副議長（芳賀 潤君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） はい、わかりました。

せっかく専任で配置する検証監ですので、ぜひじっくりと腰を据えて、今までも一生懸命検証はやってこられたと思うんですけども、さらに深いより実効性のある、今後の防災に役立つような検証をしていただければなというふうに考えています。

では次に、4番目の項目になりますけれども、就任10カ月後の総括と公約実現性の方向についてですけれども、町長としては大槌をこのようなまちにしたいという目標があって、その目標達成のため先ほど質問の中でも述べました5つの方針というのを考えていますと。まずはその生活再建だと。その上で生活の支援の充実だと。命ときずなを守るという前提で活力あるまちづくりをし、自然と文化を守ってという大きな5つの項目を方針として所信表明で示されていたところですよ。

そもそもこの5つの方針を進めていった先にある大槌をこのようなまちにしたいという理念とか目標とか、そういったものはありますでしょうか。

○副議長（芳賀 潤君） 町長。

○町長（平野公三君） つくるところに、そういうやはり町民憲章につながるんだろうと思っております。やはり町民憲章の中でそれがうたわれているという状況がありますから、5つの項目それぞれが私の方針、姿勢とまた復興計画、さまざまな形でそこに最終的にはつながっていくものと考えております。

○副議長（芳賀 潤君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 恐らくそうなんだろうと思います。大槌町として最終的に目指すべき目標、理念というのは、大槌町の憲章の中に示されているんだと思いますので、今いろいろな復興に向けての工事、あるいは取り組みがなされている。それをもろもろのことというのは、大槌が目指すべき方向というのを、大槌憲章を見せながら取り組んでいることだと思いますので、その目標を見失わないように。個々の事業が進められている中で、それが果たして目標あるいは大槌町の検証に合致していくのかという視点で事業を進めていただければなというふうに考えています。

平野町長におかれましてはそのような目標に向けて大槌町が進むための羅針盤にぜひ

なっていただきたいと。町民を先頭に立って引っ張っていただきたいなというふうに考えております。

最後に1番目のコンパクトなまちづくりと中心市街地のあり方についてということですが、ごさいすけれども、多くの町民がとらえるコンパクトの概念というのは、当初居住空間の中心にいろんな主要施設が集約されているという概念でとらえていたんじゃないかなと思います。ところが主要施設は町内に点在していると。町内あちこちに点在していると。それを交通網の整備で補完するということになると、コンパクトの概念というのは違ってくると思うんですけれども、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○副議長（芳賀 潤君） 総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） 確かに復興計画を進めていく中で、有事の際に人命の救助に当たらなければならない病院施設であったり消防施設といった部分については、被災をなるべく少なくするという観点から、中心部じゃないところに移らざるを得なかったという経緯はあったというふうに承知しておりますので、そういった部分ではやむを得ない部分ではあるかと思っております。

ただし、病院が移転した寺野・臼澤地区においても、住民の移転等によりましてだんだん人口が増えている地域でございますし、沢山地区におきましても公営住宅が建って住民が住み始めているという、新たなにぎわいが出てくる地域でございます。

さらに加えて、沢山地区におきましては文教拠点ということで、未来の大槌を担う学生さんたちが集う場所というふうなことで、新たな拠点となりつつあるといったところでございます。

こういった部分につきましては、町方は当然行政の中心ということになりますが、この行政の中心を文教拠点である沢山地区とか、あるいは防災拠点である源水地区とか、あるいは医療拠点である寺野・臼澤地区がそれぞれ補完するというふうな形をとりまして、それらを公共交通を通じて有機的に連携させるといったようなことで、コンパクトというふうな概念として使っているということですが、従前あった中心市街地とか、市街地の機能を維持するといったようなことで考えてございます。

○副議長（芳賀 潤君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 復興の過程においてそれぞれの施設の設置場所の制約があったということで、拠点の設置場所が分散してしまったという説明だったと思うんですけれども、それを例えばつなぎ合わせるために交通網の整備が必要だ。

一番考えられるのがたぶんバスの整備だと思うんですけども、バスの増便であるとか、ルートをふやすという形をとらないと、有機的に結びつけられない。住民の使いやすい利便性の増した交通網となり得ないと思うんですけども。そう考えたときに、人口が今後もしかしたら少なくなっていくかもしれない状況の中で、もしかしたら利用者も少なくなっていくかもしれないという中で、施設が分散して交通網を整備するといってもなかなかそれが現実的じゃないような気がするんですけども。要するに、交通網の整備のボリュームに対して利用者が少なくなるんじゃないかというのを考えると、そういう課題があるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうお考えでしょう。

○副議長（芳賀 潤君） 総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） 確かに人口減少に伴って利用する方が減ってくるという可能性は当然あるかとは思いますが、その中にあっても必要な公共交通といった部分については、存在し続けなければならないというふうに考えておりますので、バスをこのまま走らせるのか、あるいはデマンド型とかいろんな方法がありますので、そういった部分を今後研究しながらより効率的で費用負担の少ない方法を研究してまいりたいと考えております。

○副議長（芳賀 潤君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） ぜひそういった方向に持っていただきたいと思います。利用者が少ないから便数を減らすとか、そういった使用者に支障を来すようなやり方はぜひ避けていただきたい。できるだけ大型バスじゃなくても小さな車で運用するとか、あるいは今言ったようにデマンド方式にするとか、いろんな施策が考えられると思いますので、使う人が便利に感じる使いやすい交通網の整備というものを意識しながら進めていっていただきたいと思います。

次に、それに関連してくるかもしれませんが、住むところと同様に重要な中心市街地の考え方なんですけども、中心市街地というのは当初、議論が始まったときには駅前商店街という概念がそもそもスタートだったような気がしているんですけど、今は中心市街地というのは御社地を中心とした議論しか今表面的には見えてきていないように思いますけれども、駅前という概念から御社地という概念に変わった理由、要因というのはどういったところにあるのかというのを御説明いただきたいんですが。

○副議長（芳賀 潤君） 総合政策課長。

○総合政策課長（藤原 淳君） 中心市街地のとらえ方なんですけれども、そもそも平成

23年度に大槌商工会の方で商工業復興ビジョンというものを12月に策定しております。

その中で、中心市街地は駅前を中心としたショッピングセンター等を形成していくというような構想を打ち出しておりました。その後、大槌町官民連携による中心市街地再生に関する調査業務というのを町の方で官民共同で行ったわけですが、その中で中心市街地再生基本計画の素案というのを作成して、その中で中心市街地エリアを御社地を中心とした半径200メートルの範囲というのを設定しております。

その中で中心市街地のあり方として、高密度で用途が混ざり合う中心市街地をつくるというものを提示しております。並行して大槌商工会の方では、大槌商工会商工業復興計画検討委員会報告書というのを同じ年度、平成24年度に策定しております、そこで平成24年9月に商工業者のアンケートをもとに御社地周辺に商業地区を再構築することを提案しているという経過がございます。あわせて集合店舗や公共施設のほか、個別再建者の集約換地や公営住宅の建設配置により、市街地、商業を再生することをその中で提案して現在に至っているという経過でございます。

○副議長（芳賀 潤君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） そういったいろいろな経過はあったんでしょうけど、町民がそういった経過を理解しているのかとなると、なかなかそう言い切れないんじゃないかなと思います。そういった変化があったときに、行政サイドとしても地域住民にこういった理由で考え方が変わりましたということをしちっと知らしめてから、計画が変わるのであればそういった情報発信をしていただきたいなというふうに思います。

情報発信という意味では、ちょっとそれに関連するんですけども、例えばその今言った御社地周辺地区につきましては、先般御社地公園のあり方を議論するワークショップ等が開かれましていろんな形で議論されてきておりますけれども、一方駅前開発とか駅前商店についてはその姿がなかなか見えてきてないなという印象を持っています。それというのは、商店配置計画がまずありきで開発していくのか、あるいは商店業者の、個々の商店業者の自立再建にゆだねて結果としてでき上がるという形をとるのか、その辺の進め方というのは何かございますか。

○副議長（芳賀 潤君） 総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） 駅前の関係でございますが、従前震災前につきましては大槌駅につきましては通勤、通学、主に釜石の方に向かう通学が主だったというふうなことを聞いてございますので、そういった通学できる機能をまず回復させるといったこ

とが前提になります。

そういったことがありまして、駅前につきましては既に地権者が区画整理で張りついているといった状況もございますので、まずは商工業の関係につきましてもいずれ個々の再建状況を見ないといけないということになりますので、どちらかといえば、駅前につきましてはまずは駅の機能を回復させて、あるいは公共交通であるバスのルート、利便性をよくするといったようなことをまず行政としてやるべきことだと。それを受けて町民の方々がそこに集ってきてにぎわいをとり戻すというような段階かなと考えております。

○副議長（芳賀 潤君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） その辺につきましても、考え方が町民の間に浸透していなかったなという印象を受けました。受けていましたし、今改めて受けたという感じですね。

他方、商店の再建とかというのに関連しても、防潮堤がない現状での宅地とか商店の再建というのはなかなか建てる人たちにとっては大きな迷いと判断を余儀なくされるんじゃないかなというふうに考えています。有事の際の保障について、防潮堤がおくれている。県とともに対応して、あるいは国と足並みをそろえて、そういった保障制度がとれないのかということもあわせて検討していただければなとも思います。その辺は前向きによろしくをお願いします。

今申し上げましたとおり、大槌町の将来を決定するのに重要ないろんな今まで分岐点がありましたと。例えば今言ったような生活の利便性に直結するようなコンパクトなまちづくりという概念。こういうふうに変わりましたという分岐点が多分あったと思います。それから中心市街地の概念の変更もあった。防潮堤のおくれとその整合がとれなくなった中で進めなければならないまちづくりという、防潮堤のおくれと復興との時期のずれという分岐点もあったと思います。

こういった重要な課題に対応する分岐点に直面したときに、1つの方向性だけで恐らくこういう状況だからこうであろうと、1つの見方だけで物事の方角を決定して、ほかの選択肢は視野に入れない、あるいはほかの人の意見は聞かないで進めていくというやり方。今まで余りしていないと思うんですか、そういう考え方でもしやっていくとしたならば、将来を見据えたときに重大な判断ミスを招きかねないんじゃないかなというふうに考えています。将来の大槌のあるべき姿というのを見据えたときに、違う進め方や見方もあるだろうし、一度決めたことについては変えないという姿勢でことに臨んでし

まうと、よりよいまちはできないんじゃないかなという私の認識です。違う選択肢に対しても、互いにその方針とか考え方を理解した上でよりよい方向に進むための努力というのはそこにあってしかるべきじゃないかなというふうに考えています。このプロセスを踏まえるか否かで方向性のいかにかわらず、住民なり関係者なりの納得感は違ってくるんじゃないかなと思います。

平野町長におかれましては大槌町のリーダーとして、今後の復興の先にある新たなまちづくりのために、足元の障害だけにとらわれないで町の将来を見据えた広い知見を持って新たな大槌のまちづくりを進めていただくことを希望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○副議長（芳賀 潤君） 佐々木慶一君の質問を終結いたします。

午後1時20分まで休憩いたします。

休 憩

午後0時04分

○

再 開

午後1時20分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第2 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（小松則明君） 日程第2、報告第4号繰越明許費繰越計算書についてを議題いたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君）

報告第4号繰越明許費繰越計算書について説明いたします。

A3判の平成27年度大槌町一般会計繰越明許費繰越計算書をお開き願います。

平成27年度において議決を得た繰越明許費のうち、補助金や交付金の決定時期等により、事業や工期が翌年に及ぶもの50件、総額75億9,545万2,000円を平成28年度に繰り越すものでございます。

款、項、事業名、翌年度繰越額の順に読み上げ、款、項が同じもの、また翌年度繰越額のないものについては省略いたします。

2款総務費1項総務管理費、花輪田地区集会施設整備事業1,010万円。仮設住宅共聴施設部分撤去事業788万4,000円。地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業1,189万

6,000円。

7 項地方創生費、大槌町ファン拡大推進事業560万円。

3 款民生費 1 項社会福祉費、臨時福祉給付金事業6,487万円。

2 項児童福祉費、放課後児童健全育成事業21万6,000円。

4 款衛生費 1 項保健衛生費、斎場整備事業900万円。

2 項清掃費、大槌町リサイクルセンター整備事業（塵芥収集車購入）1,540万円。

6 款農林水産業費 1 項農業費、沿岸営農拠点センター照明灯整備事業126万8,000円。

7 款商工費 1 項商工費、安渡地区廃棄物除去処理事業308万4,000円。大槌商工会館建設補助事業1,100万円。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、小鉾線道路改良事業6,424万8,000円。社会資本整備総合交付金事業（復興枠）5 億5,786万2,000円。

10 款教育費 2 項小学校費、（仮称）放課後子ども教育センター整備事業600万円。

11 款災害復旧費 3 項文教施設災害復旧費、（仮称）おおつち学園小中一貫教育校建設事業15億2,344万6,000円。安渡分館整備事業1 億5,344万8,000円。

15 款復興費 1 項復興総務費、下水道事業特別会計繰出金1,283万円。情報通信基盤災害復旧事業、6,275万4,000円。被災地域情報化推進事業304万6,000円。FM放送施設整備事業5,184万円。

次のページをお開きください。

2 項復興推進費、沢山地区内水排除事業398万6,000円。

3 項復興政策費、生きた証プロジェクト事業836万5,000円。公共交通体系再構築検討調査事業490万円。東日本大震災アーカイブ構築事業3,300万円。大槌町中心市街地コーディネート事業6,338万円。

4 項復興農林水産業費、安渡地区等地質及び水質調査事業718万2,000円。水産業共同利用施設復興整備事業（民間公募タイプ）12億9,013万5,000円。水産業共同利用施設設備導入等支援事業2,290万4,000円。東日本大震災に係る水産業復興支援事業3,399万8,000円。

5 項復興商工費、公営住宅活用事業3,000万円。

6 項復興土木費、がけ地近接等危険住宅移転事業1 億212万2,000円。低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業88万2,000円。

7 項復興都市計画費、防災集団移転促進事業688万3,000円。漁業集落防災機能強化事

業324万円。住居表示台帳整備事業2,720万円。

8項復興用地建築費、防災集団移転促進事業3億4,883万4,000円。都市再生区画整理事業6,218万2,000円。都市計画道路町方大ケ口線道路整備事業857万9,000円。安渡地区津波復興拠点整備事業3,055万7,000円。

次のページをお開き願います。

町方地区津波復興拠点整備事業4,000万円。災害公営住宅整備事業22億2,242万7,000円。災害公営住宅整備事業（効果促進）6,208万1,000円。防災集団移転促進事業（効果促進）616万5,000円。

9項復興防災費、桜木町避難路等整備事業1億3,188万8,000円。安渡地区避難ホール整備事業4億1,924万円。

12項復興支援費、東日本大震災津波身元不明者納骨施設建設事業4,953万円。

以上、御報告いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

1 ページ、全般。（「進行」の声あり）進行いたします。

2 ページ。（「進行」の声あり）進行いたします。

3 ページ。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 全体的なところなんですけれども、繰り越しの率が大体89.5%、約9割ということで、これはハード整備がどうしても中心なので、これはわかりますけれども、例えば平成28年度末の進捗状況が、約9割が繰り越したわけなんですけれども、見込みとして28年度末にこの9割がどの程度完成に向けたものになるのか。結局これが9割残っているものが7割だと、2割が事故繰越というふうになりますけれども、全部が全部完成すると思われないんですが、大体现在の進捗からいってどの程度見込まれてますでしょうか。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 総体的な御説明をいたします。

今回の繰越明許でございますが、75億円ほどでございます。全体予算にいたしますと11%程度でございます。

昨年度の26年から27年度へ繰り越した部分で申しますと、執行率で申しますと大体70%程度でございます。こちらに関しましては、実は建設事業だけではなく用地買収の費用であったり、それから水産加工業に対する補助金等もでございます。ですので、一概に

全部が全部その面整備とか、それから住宅建設というわけではございませんので、一概にこの相対的な金額で進捗率を計るということは難しいかと思えます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 我々議員とすれば出されてきた数字の割合だとか進捗でしかなか  
なか細かいところまで見られないので見るしかないんですけれども、例えばもう7月の  
2日にこの目の前の道路が開通するとか、住民にもどんどんどん目に見える形。せ  
っかく予算を確保したけれども繰り越していたんでは、見た目ですよ、おこなっているの  
かなという感がありますけれども、これは順次28年度の工事の進捗あとは補助金。そう  
いうものにも、執行にもあるんでしょうけれども、いずれ繰り越さないのがベストな方  
法なんですよけれども、せっかく予算確保していますからね。鋭意努力していただき  
たいというふうに思います。

○議長（小松則明君） 進行いたします。質疑を終結いたします。

以上で、報告第4号を終わります。

○

日程第3 報告第5号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（小松則明君） 日程第3、報告第5号繰越明許費繰越計算書についてを議題とい  
たします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、平成27年度大槌町下水道事業特別会計繰越明許費  
繰越計算書をお開きください。

平成27年度で議決を得た繰越明許費のうち、事業の工期が翌年に及ぶこと等により2  
件で総額8,553万6,000円を平成28年度に繰り越すものです。

2款下水道事業債1項下水道整備費、柞内地区雨水排水路整備事業1,900万円。翌年  
度繰越額は0円でございます。

6款復興費1項下水道整備費、沢山地区雨水排水路整備事業8,553万6,000円。翌年度  
繰越額は同額でございます。

以上御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第5号を終わります。

○

日程第4 報告第6号 事故繰越し繰越し計算書について

○議長（小松則明君） 日程第4、報告第6号事故繰越し繰越し計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） A3判の平成27年度大槌町一般会計事故繰越し繰越し計算書を御準備願います。

15款復興費4項復興農林水産業費、事業名、水産業共同利用施設復興整備事業（民間公募タイプ）、支出負担行為額33億2,121万4,750円。翌年度繰越額12億3,098万1,000円。資材高騰及び復興事業の進捗により、補助事業の完了に時間を要するためのものでございます。

15款復興費4項復興農林水産業費、事業名、東日本大震災に係る水産業復旧支援事業、支出負担行為額720万2,000円、翌年度繰越額395万7,000円。事業者の施設整備の進捗により、設備導入の完了に時間を要するためであります。

以上2件、12億3,493万8,000円を平成28年度に事故繰越しとして繰り越すことについて御報告いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第6号を終わります。

○

日程第5 議案第47号 大槌町監査委員の選任に関し同意を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第5、議案第47号大槌町監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明及び内容説明は終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。

（「なし」という声あり）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、提案の趣旨にかんがみ、この際討論を終結し採決したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

議案第47号大槌町監査委員の選任に関し同意に求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(小松則明君) ただいまの出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に8番阿部俊作君及び9番東梅康悦君を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

○議長(小松則明君) 念のために申し上げます。

本案に賛成の諸君は「賛成」と、反対の諸君は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはございませんか。(「なし」という声あり)配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたさせます。

(投票箱点検)

○議長(小松則明君) 異常なしと認めます。職員の点呼に応じ順次投票願います。点呼を命じます。

(局長点呼)

(各員投票)

○議長(小松則明君) 投票漏れはございませんか。(「なし」という声あり)投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票をお願いいたします。

立会人の8番阿部俊作及び9番東梅康悦君の立ち会いを願います。

(開票)

○議長(小松則明君) 投票の結果を事務局長から報告いたさせます。

○事務局長(佐々木 健君) 報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 12票

反対 0票

以上でございます。

○議長（小松則明君） 以上のとおり賛成者が全員であります。よって、本案は原案とお  
り同意することに決定いたしました。議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○

日程第6 議案第48号 大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求  
めることについて

○議長（小松則明君） 日程第6、議案第48号大槌町固定資産評価委員会委員の選任に関  
し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明及び内容説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。

（「なし」という声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」という声あり）討論を終結いたします。

議案第48号大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについ  
てを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（小松則明君） ただいまの出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項により、立会人に10番及川伸君及び11番金崎悟朗君を指名いた  
します。

投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

○議長（小松則明君） 念のために申し上げます。

本案に賛成の諸君は「賛成」と、反対の諸君は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたさせます。

（投票箱点検）

○議長（小松則明君） 異常なしと認めます。

点呼に応じ順次投票願います。点呼を命じます。

(局長点呼)

(各員投票)

○議長(小松則明君) 投票漏れはありませんか。(「なし」の声あり)投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。立会人10番及川伸君及び11番金崎悟朗君の立ち会いを願います。

(開 票)

○議長(小松則明君) 投票の結果を事務局長から報告いただきます。

○事務局長(佐々木 健君) 報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中

賛 成 12票

反 対 0票

以上でございます。

○議長(小松則明君) 以上のとおり賛成者が全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○

日程第7 議案第49号 復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する  
条例の一部を改正する条例について

○議長(小松則明君) 日程第7、議案第49号復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長(三浦大介君) それでは恐れ入ります、次ページの新旧対照表を御準備願います。

第2条課税免除の適用について、平成28年3月31日から平成29年3月31日へと1年延長する改正内容であります。

附則につきましては、施行期日等の規定であります。

以上御審議のほどよろしく願います。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第49号復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第8 議案第50号 大槌町子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第8、議案第50号大槌町子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 議案第50号大槌町子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

お手元の議案第50号の新旧対照表をごらん願います。

今回の改正は、子育て支援の充実を図るため、医療費給付事業の未就学児及び妊産婦を対象に、医療給付費の支給方法を償還払い方式から現物給付方式に改めることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

第2条でございますが、現物給付方式の対象者を明確にするために、未就学児に係る定義を子ども及び重度心身障害児者のうち、出生の日から6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるものと定めるものであります。

第10条でございます。現物給付方式の対象者及び給付方法に係る規定を追加するものであります。

附則の部分でございますが、施行日を平成28年8月1日とするものであり、新旧条例の適用区分を明らかにするため、経過措置を定めるものでございます。

以上よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第50号大槌町子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第9 議案第51号 大槌町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について

○議長(小松則明君) 日程第9、議案第51号大槌町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長(千田邦博君) 議案第51号大槌町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案の新旧対照表をごらん願います。

今回の改正につきましては、子育て支援の充実を図るため、医療費給付事業の未就学児及び妊産婦を対象に、医療給付費の支給方式を償還払い方式から現物給付方式に改めることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

現物給付方式の実施に伴い、第11条でございます。対象者及び給付方法に係る規定を追加するとともに、条例中の字句の整理を行っているものでございます。

裏面でございますが、附則の部分でございます。施行日を平成28年8月1日とするものであり、新旧条例の適用区分を明らかにするため、経過措置を定めるものであります。

以上よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

議案第51号大槌町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

○

日程第10 議案第52号 大槌町すこやか子育て医療費給付条例の一部を改正する  
条例について

○議長（小松則明君） 日程第10、議案第52号大槌町すこやか子育て医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 議案第52号大槌町すこやか子育て医療費給付条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

お手元の議案の新旧対照表をごらん願います。

今回の改正は、子育て支援の充実を図るため、医療費給付事業の未就学児及び妊産婦を対象に、医療給付費の支給方式を償還払い方式から現物給付方式に改めることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

第10条でございます。現物給付方式の対象者及び給付方法に係る規定を追加するものであります。

裏面でございます。附則の部分でございますが、施行日を平成28年8月1日とするものであり、新旧条例の適用区分を明らかにするための経過措置を定めるものでございます。

以上よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第52号大槌町すこやか子育て医療費給付条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第53号 大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第11、議案第53号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条

例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、新旧対照表をお開きください。

改正の内容は、別表第3条関係の町営住宅等の名称に寺野・臼澤第2町営住宅並びに浪板町営住宅を、所在地に大槌町小鎗第22地割並びに大槌町吉里吉里第11地割を追加するものです。

以上御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第53号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

あす11日と明後日12日は休会といたし、来週13日月曜日午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでございました。

散 会 午後1時58分